

## 一般競争入札の実施について

令和3年度減圧蒸留濃縮装置の工事請負契約について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年11月22日

株式会社丸久小山園  
代表取締役 小山 元也

### 1 入札に付する事項

(1) 工事名	令和3年度ステック包装機 TM10 型(1連式)兼用仕様導入工事
(2) 工事番号	-
(3) 工事場所	京都府宇治市小倉町寺内 86 番地 本社工場内
(4) 工事概要	令和3年度ステック包装機 TM10 型(1連式)兼用仕様 一式
(5) 工事期間	契約日又は契約日の翌日から令和4年3月20日迄

### 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒611-0042 京都府宇治市小倉町寺内 86 番地
株式会社丸久小山園 営業部
電話番号：0774-21-3151
FAX 番号：0774-28-2288

### 3 一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりに。

#### 4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- (2) 一般競争入札参加資格確認資料
  - ・同種工事の施工実績調書（別記様式2）
  - ・配置予定技術者調書（別記様式3）

※3に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも2件、別記様式2に記載すること。また、3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び工事の経験を別記様式3に記載すること。

- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・会社案内

#### 5 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認 申請書等の配布期間	令和3年11月22日(月) 午前9時から 令和3年11月29日(月) 午後5時まで	共通事項のとおりに
設計図等の閲覧期間	令和3年11月22日(月) 午前9時から 令和3年12月6日(月) 午後5時まで	共通事項のとおりに
入札参加資格確認 申請書等の受付	令和3年11月30日(火) 午後5時（必着） 提出先：京都府宇治市小倉町寺内 86 番地	共通事項のとおりに
質問の受付	申請書等に関する質問 令和3年11月25日(木) 正午まで 設計図書等に関する質問 令和3年12月3日(金) 正午まで	共通事項のとおりに
回答の閲覧	申請書等に関する回答：随時 設計図書等に関する回答：随時	共通事項のとおりに
入札及び開札の日時 及び場所	令和3年12月7日(火) 午前10時 本社2階会議室入札後直ちに開札	共通事項のとおりに
郵便入札	令和3年12月6日(月) 午後5時まで（必着） 提出先：京都府宇治市小倉町寺内 86 番地	共通事項のとおりに

## 6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書等により、建設業者としての資格について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、落札決定後に行う。

## 7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札をした物を落札者とする。

## 8 支払条件

支払条件は、落札者決定後、落札業者と契約締結時に支払条件を協議する。

## 9 その他

- (1) 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）に規定する、専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事の場合は、技術者を専任配置すること。
- (2) (1) の遵守違反が確認された場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 資本関係・人的関係等のある会社等は、本入札に同時に参加することができない。
- (4) 本入札において、(3) に該当する本入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とする。ただし、そのうちの一人が入札をするまでにその者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

## 一般競争入札（事後公表）公告共通事項

### 1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、国の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）がなされていないこと。
- (3) 入札に参加する者における配置予定技術者については、当該法人又は個人が直接雇用する技術者でなければならない。

### 2 設計図書等の入手方法等

#### (1) 確認申請書等の入手方法

- ✓ 原則として、該当の公告に示す配布期間に、入札情報公開のホームページ（以下「入札公開 HP」という。）から入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ✓ やむを得ず窓口配布を希望する場合は、該当の公告に示す配布期間（午前 9 時から午後 5 時まで（所定休日及び正午から午後 1 時までを除く。））に、該当の契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。

#### (2) 設計図書等の閲覧

- ✓ 閲覧設計図書（図面抜粋）については、入札公開 HP の入札公告・入札情報からダウンロードできる。
- ✓ 閲覧設計図書の全部については、該当の公告に示す閲覧期間（午前 9 時から午後 5 時まで（所定休日及び正午から午後 1 時までを除く。））に、該当の契約条項を示す場所で閲覧することができる。なお、閲覧設計図書の全部の入手を希望する場合は、該当の契約条項を示す場所に問い合わせること。

### 3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、該当の公告に示す提出書類（以下「資格確認資料」とい）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、本工事は、原則として京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）によって、入札参加の資格確認申請及び入札を行う対象工事である。

また、提出した資格確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### (1) 提出方法

入札に参加する者は、該当の公告に示す受付期間内に、提出書類を該当の契約条項を示す場所に持参、又は、郵送（郵便書の配達記録が残る方法を利用）のみとする。

#### (2) 技術者の資格確認等

技術者の資格要件の確認については、落札決定通知後、契約前に行う。

また、技術者の専任を入札に参加する者に必要な資格としている工事においては、配置予定技術者調書から選定された 1 名の技術者について上記に加えて専任要件の確認を、落札決定通知後、契約前に行う。

#### (3) その他

- ✓ 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- ✓ 提出書類は A 4 版で作成し、1 部提出すること。
- ✓ 提出された書類は、本社において無断使用することはない。
- ✓ 虚偽の記載をした者は、当該工事の入札への参加を認めないとともに、指名停止措置を行うことがある。

#### 4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本社に対して、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（所定休日を含まない。）を経過する日まで（午前9時から午後5時まで（所定休日及び正午から午後1時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（所定休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

#### 5 確認申請書、資格確認資料及び設計図書等に関する質問回答

- (1) 質問については、別記様式に記入し、該当の公告に示す期限までに、ファクシミリで該当の契約条項を示す場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）公告に示す期限を超えて提出された質疑書は一切受け付けない。
- (2) 回答については、確認申請書及び資格確認資料に関する質問にあつては速やかに、設計図書等に関する質問にあつては該当の公告に示す日に入札公開 HP に掲載する。
- (3) 連絡先が記入されていない又は匿名でなされた確認申請書、資格確認資料及び設計図書等に関する質問については、回答しない。また、設計図書等に関する質問にあつては、入札参加者から提出された質疑書のみ回答する。

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。お、入札書に記入する金額は千円止めとする。千円未満まで記入した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

##### (2) 工事費内訳書

- ✓ 入札書の提出に併せ、工事費内訳書を提出すること。
- ✓ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。
- ✓ 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させること。なお、工事費内訳書の表紙には、工事名、工事番号及び商号（名称）のみを記載すること。
- ✓ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

##### (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ✓ 公告の3に掲げる資格のない者の行った入札確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札。
- ✓ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札。
- ✓ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札）をした者の行った入札。
- ✓ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札。
- ✓ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札。
- ✓ 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札。
- ✓ 氏名、印鑑（電子署名を含む。）若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札。

- ✓ 開札の日時において有効な工事費内訳書を提出できていない者の行った入札。（再度入札の場合を除く。）
- ✓ 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示、又は提出した者の行った入札。
- ✓ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札。
- ✓ 技術者の専任を入札に参加する者に必要な資格としている工事において、入札を辞退すべき入札に入札書を提出した者の行った入札。

#### （４）入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札書の提出期限までは、入札を辞退することができる。

#### （５）契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

#### （６）契約書作成の要否

要する。

#### （７）持参による入札

- ✓ 入札書は、二重封筒とし、表封筒に開札日、工事名及び入札書が在中している旨を記載し、契約担当者あての親展とする。
- ✓ 表封筒の中には、「入札書」と記載した中封筒、「工事費内訳書」と記載した中封筒を入れる。
- ✓ 「入札書」と記載した中封筒には、入札書及び資格確認通知書の写しを入れ、封印等の処理をする。
- ✓ 「工事費内訳書」と記載した中封筒には、内訳書を入れ、入札書と同様に封印等の処理をする。
- ✓ 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封すること。
- ✓ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

#### （８）再度入札に関する事項

1. 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う場合がある。ただし、以下の場合により、再度入札に参加できる者がいないときは、再度入札を行わない。
  - ・当初入札において不着又は辞退となった者。
  - ・当初入札において無効又は失格の入札をした者。
2. 再度入札を行う場合は、電子入札システムにより入札参加者（上記のいずれかに該当する者は除く。）に次の事項を通知する。（紙入札者については、ファクシミリにより通知する。）
  - （ア）再度入札を行う旨。
  - （イ）再度入札の入札書の提出期間。
  - （ウ）再度入札の開札日時。
3. 再度入札は1回限りとする。
4. 再度入札の通知を確認しなかったことにより入札参加者が被った損失については、本社は一切の責めを負わない。

#### 7 入札保証金

免除する。

#### 8 配置技術者の選定

落札者は、契約前に配置する技術者を選定し、現場代理人等通知書により発注者に通知すること。配置予定技術者調書を提出した工事においては、配置予定技術者調書に記載した者から技術者を選定すること。ただし、低入札工事においては、配置予定技術者調書に記載されていない技術者を補助技術者とすることができる。

#### 9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。技術者の専任を入札に参加する者に必要な資格としている工事において、配置予定技術者調

書に記載された技術者を配置しない場合、又は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないことが判明した場合も同様とする。

## 10 契約保証金

落札者は、予定価格が500万円以上の工事については、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。ただし、疑義が生じた場合には、両者協議の上、その取り扱いを定めるものとする。

## 11 契約書の作成

落札者の決定後、7日以内に契約書を作成すること。

## 12 その他

- ✓ 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- ✓ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- ✓ 入札書提出後に辞退を申し出たときは、指名停止措置を行うことがある。
- ✓ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- ✓ 開札後、契約を締結するまでに落札者（共同企業体が落札者である場合は、当該共同企業体及び各構成員）が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- ✓ 再度入札において、入札締切通知書により通知する予定価格以下で入札をすることができない場合は、入札を辞退すること。なお、再度入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札をした場合、失格とする。また、指名停止措置を行うことがある。なお、これに違反した場合は、契約の解除及び指名停止措置を行うことがある。
- ✓ 技術者に必要な資格としている工事において、配置予定技術者調書に記載された技術者を配置しない場合又は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないことが判明した場合は、契約しない。
- ✓ 発注担当職員に対する非公開情報の不正な聞き出し等については、公表し当事者に指名停止措置を行う。
- ✓ 府外企業へ下請負を行う場合は、元下指針に基づく「下請工事契約時チェックリスト」にその理由を記入すること。
- ✓ 下請負は、原則建築一式工事では3次以内、建築一式工事を除く建設工事では2次以内とするものとする。なお、下請次数がこれを超える場合は、重層下請理由書及び定められた次数を超える重層下請に係る全ての賃金台帳等の写しを提出すること。
- ✓ 入札期間中に行うべき質疑及び照会以外の質疑等は一切受け付けない。
- ✓ 本入札では、積算内容等を変更する必要が生じた場合、入札期間中に積算内容等を変更し、入札を継続する場合がある。